

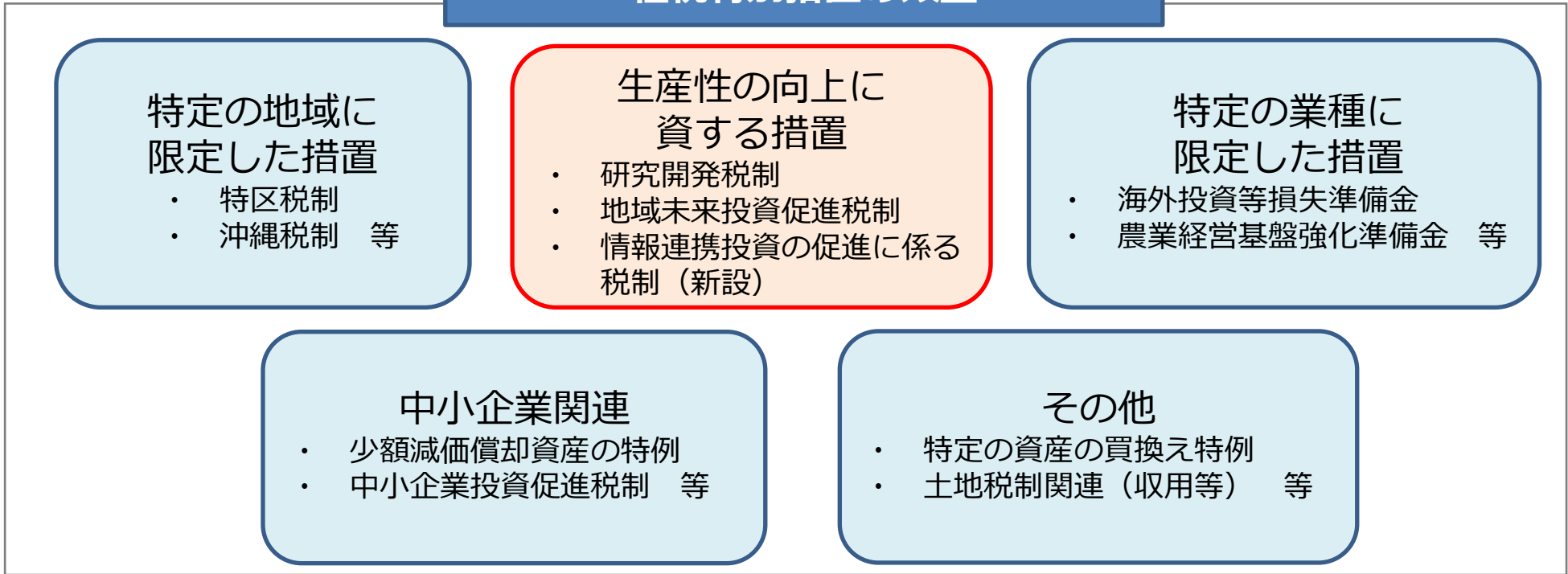
平成30年度
経済産業関係 税制改正について

平成29年12月
経済産業省

(参考3) 租税特別措置の適用要件の見直し

- 利益が上がっているにも関わらず、明らかに賃上げ・投資に消極的な大企業に対し、果敢な経営判断を促すための措置を講ずる。
- 大企業について、以下の要件の全てに該当する場合、その大企業には、一部の租税特別措置（※）を適用しないこととする。
 - ① 大企業の**所得金額**が前事業年度の所得金額を上回ること
 - ② その大企業の**平均給与等支給額**が、前事業年度以下であること
 - ③ その大企業の**国内設備投資額**が、当期の減価償却費の総額の1割以下に留まること※「生産性の向上に資する租税特別措置」に限定（下図）。

租税特別措置の類型



- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、**償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。**

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

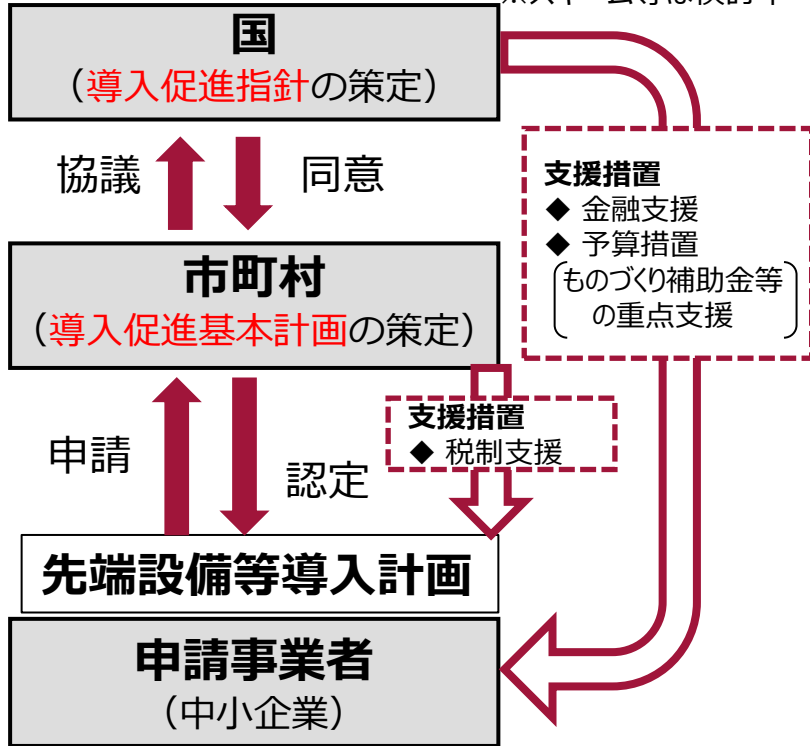
※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

(参考 1) 中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設 (詳細)

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

【生産性向上の実現のための臨時措置法 (仮称)】

※スキーム等は検討中



対象者 ※ 1	中小企業者等 (資本金額 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等) のうち、先端設備等導入計画の認定 (労働生産性年平均 3%以上向上、市町村計画に合致) を受けた者 (大企業の子会社を除く)
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※ 2
対象設備 ※ 1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類 (最低取得価格/販売開始時期)】 ◆ 機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆ 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆ 器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆ 建物附属設備 (※ 3) (60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2 (※ 4) に軽減

※ 1 市町村によって異なる場合あり

※ 2 市町村内で地域指定がある場合あり

※ 3 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

※ 4 市町村の条例で定める割合

➤ 本特例に合わせ、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。